２０１８年１１月１６日　政府交渉（法務は１２月１４日）

東京

言論の自由市場をつくりだすのは私たち

「部落差別解消推進法」をめぐる争点
～インターネット上の差別表現と法的規制～

人権と部落問題セミナー

全国人権連は11月15日に「人権と部落問題セミナー」を東京都内で開催し、全国から45名が参加し議論を交わしました。セミナーでは「『部落差別解消推進法』をめぐる争点～インターネット上の差別表現と法的規制～」と題して、関西合同法律事務所の杉島幸生弁護士（自由法曹団）が講演。その後、東京人権と生活運動連合会副執行委員長の梶山達史氏が「表現規制につながる都条例の問題、迷惑防止条例や人権尊重条例などについて」の報告を行いました。翌16日には政府交渉も行いました。例年は1月に開催していましたが、要望を予算に反映させるために今年度から11月の交渉となりました。農林水産省や文部科学省など5省と協議、外務省には申し入れ懇談を行いました。法務省は日程調整ができず、改めて12月14日に話し合いをすることになっています。

主催者を代表して中島純男全国人権連代表委員は「インターネット上の『差別』を根拠に、部落差別が当然のようにあるとしていることが問題。メディア規制をかけることは『良心の自由』『表現の自由』の侵害につながる。東京都の条例制定等についての報告もあり、勉強になる内容となっている」とあいさつしました。

挨拶に立つ中島純男代表委員

杉島弁護士はパソコンを操作しながら、「実際にインターネット上に差別的表現があふれている」のかを検証。「部落問題」「同和」をキーワードに検索すると、差別を受けた話や地名、本の紹介等が上位にあるが、誹謗・中傷をする内容ではないこと、たしかにひどい差別表現があるが、それを見つけ出すのに苦労する状況で、差別情報が上位を占めている事実はないことを紹介し、私たちもきちんと現状を確認する必要があると言われました。

「表現の自由」に対する規制は厳格な司法審査のもとでのみ許されるもので、日本の裁判所は規制が甘く、「表現の自由」を保障する大切さが分かっていないと。ヘイトスピーチについて、「京都朝鮮学校襲撃事件」を例に、特定の集団、そこに所属する関係者を侮辱するものであり、京都朝鮮学校の業務を威力をもって妨害しているので、刑事裁判では侮辱罪、威力業務妨害罪、民事裁判では損害賠償が認められたが、特定の個人、団体に向けられていないヘイトスピーチは規制できない、旧部落に対する差別的表現についての規制も同様だとしました。

今後、私たちはなにをしなければならないのかについて、「言論の自由市場をつくりだすのは私たち市民であることの自覚を持つ」「誤った言論や、嫌悪の表現に対しては市民として対抗していく」「全国部落問題調査を思想的に乗り越える」ことだとして講演を締めくくりました。

講師の杉島弁護士

梶山氏はひとつの東京都条例について、東京都迷惑防止条例（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）については反対運動に取り組んだが、東京都人権条例（東京都オリンピック憲章にうたわれている人権尊重の理念の実現を目指す条例）については反対運動はしていないと前置きをした上で、迷惑防止条例の問題点について2点、指摘しました。1点目は、都条例はストーカーの目的を「ねたみ、恨みその他の悪意の感情」としていて、「住居等の付近をみだりにうろつくこと」「名誉を害する事項を告げること」を付け加え、ジャーナリストの取材活動や市民団体による抗議行動等に対する表現の自由への抑圧につながること。2点目は悪意の認定が内心に踏み込むもので、警察の恣意的な判断により逮捕する可能性があること。名誉毀損よりも広く規制し、告訴がなくても逮捕する可能性があることです。

報告を行う梶山東京副委員長

東京都人権条例はLGBTとヘイトスピーチに特化した条例で、人権全般に対応したものではなく、LGBTについては都営住宅への入居等の実利につながること、ヘイトについては「公の施設の利用制限の基準を知事が定める」としていることを紹介。今後、個別人権課題の条例化もあり得るため、部落差別の解消について理解をしてもらう必要があるとしました。

参加者からは「解同が行政に対してインターネットのモニタリングをするよう申し入れ、市長以下、幹部が出て話し合い、解同が納得するような回答を引き出し、実際に職員がモニタリングしている」との発言があり、杉島弁護士からは「行政の役割ではない、ときっぱり断るべき」と。また「落書きについて行政が責められた時、見つけたら器物損壊罪で警察に訴えると市長が答え、その後、落書きがなくなったケースがある」との意見もありました。

文部科学省

憲法・子どもの権利条約に基づく教育

「国の就学援助を広げ、準要保護世帯への制度拡充に」

文部科学省交渉は本省会議室で行われ、吉村駿一代表委員を責任者に各県代表15名が参加しました。省側は、田島博樹初等中等教育局児童生徒課課長補佐をはじめ、要求内容に対応した係長等13名が対応しました。

三枝茂夫監査の司会進行で双方挨拶の後、9項目の具体的な要求に対して、前半・後半にわけてやり取りが行われました。

（2面に続く）